

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について  
～中央区教育委員会の基本方針を踏まえて～

中央区立久松小学校  
校長 植村 洋司

## 1 今後の基本的な感染症対策

基本的な感染症対策	移行後の対応
家庭との連携による児童等の健康状態把握	継続
毎日の体温測定と学校への報告	不要
適切な換気の確保	継続
こまめな手洗い(給食時を含む)	継続
手指消毒	手洗いでできない場合の補助的使用
マスクの取り扱い	着脱は強制せず
登下校時の混雑した交通機関内でのマスク着用	推奨
清掃以外の消毒	不要
ふれあい(交流)給食	実施可

## 2 臨時休業の判断

季節性インフルエンザと同様に、学校医と相談の上、教育委員会に報告し、決定する。

## 3 臨時休業など感染流行時に想定される一時的な感染症対策

令和5年4月3日付「学校におけるマスク着用の考え方の見直し及び令和5年度の教育活動に係る基本方針について～中央区教育委員会の基本方針を踏まえて～」の項番1・2・3に基づいた対応を実施する。

## 4 出席停止等の取扱いについて

状 況	取扱い
① 児童に発熱などの症状がある場合	病欠
② 児童の感染が判明した場合	出席停止
③感染症の予防上、保護者が児童を出席させなかった場合 (※)	出席停止・忌引き等

※同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合とします。

## 5 登校できない児童への対応について

登校できない、または臨時休業時等の児童に対して、学びを継続するという視点に立ち、課題等の提示、タブレット端末を活用したオンラインによる学習など、あらかじめ、対象児童の家庭に連絡し学習(学びの)保障の内容等を確認するとともに学校内で対応すべき内容について検討し、教職員間で共有を図る。また、定期的な電話連絡等により、児童の健康状況等を把握する。

## 6 その他

- (1) 児童に対して、これまで感染症対策として徹底してきた中で、特に「手洗い・うがい、人と距離、換気」については、引き続き意識させる。
- (2) 教育活動全般について、感染症対策に加え児童数増加への対応の観点からも、「分散」と「ICT活用」をキーワードに工夫するとともに、一つ一つ丁寧に「ソフトランディング」できるように努める。